

# 企画競争説明書

業務名称： インドネシア国船舶航行安全システム開発整備計画  
改訂プロジェクト

案件番号： 180484

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月5日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月5日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に対する事項

- (1) 業務名称：インドネシア国船舶航行安全システム開発整備計画改訂プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雑型：
  - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - ( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年3月～2020年7月

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【担当課】契約第1課

【担当者氏名】津田 晴香

【メールアドレス】[Tsuda.Haruka@jica.go.jp](mailto:Tsuda.Haruka@jica.go.jp)

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約

の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（特定の排除者はいません。）

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認

手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2018年12月12日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2018年12月17日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2018年12月21日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）
  - ・既存の施設・資機材台帳及び現状確認（現地再委託費）
  - ・優先プロジェクトの実施に必要な自然環境影響評価（現地再委託費）

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨（IDR）=0.007900 円

b) US\$1 = 113.385 円

c) EUR1 = 129.024000 円

## 5) その他留意事項

なお、2019年4月17日にはインドネシア正副大統領選挙の投票（4月25日から5月22日の間で開票結果の公表）、

同年5月上旬から6月上旬まではラマダンおよび断食明け大祭（レバラン）が予定されている。

これを踏まえ、JICAでは、JICA関係者の安全確保の観点から渡航制限措置を実施する。

具体的には、2019年4月17日から6月9日までは、JICA関係者の同国への業務渡航を極小化する予定である。

従って、本業務の業務工程を検討する際には、同期間中のインドネシアへの渡航を行わない工程とするよう留意すること。

また、上記渡航措置は状況に応じて隨時見直される可能性があること、更にはインドネシア国内で安全上の懸念がある地域（例：パプア地域等）への

JICA関係者の渡航についてもJICAは一定の制限等をかける場合があること等を踏まえ、

コンサルタントは、本業務の渡航計画を策定する際には、事前にJICAと十分に調整することが求められる。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 総括/航行安全政策
- b) 航行援助施設/VTS

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 18.00 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

#### 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。

#### 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月24日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
  - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
    - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
    - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
    - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。該当なし）

- （ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果

に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン・コンサルタント等の調達」  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第4 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：海上交通案件、海上保安案件

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

##### 【業務主任者（総括／航行安全政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと。）

a) 類似業務の経験：海上保安、海上交通政策に関する業務

b) 対象国又は同類似地域：（インドネシア国及び全途上国）での業務経験

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 航行援助施設/VTS】

a) 類似業務の経験：海上保安、海上交通援助施設に関する業務

b) 対象国又は同類似地域：（インドネシア国及び全途上国）での業務経験

c) 語学能力：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	( 10.00 )	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	( 40.00 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	( 50.00 )	
	( 34.00 )	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： 総括／航行安全政策		
ア) 類似業務の経験	13.00	6.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	4.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力：	(一)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	—	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(5.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 航行援助施設/VTS	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

JICAは2000年～2002年にかけてインドネシア国「船舶航行安全システム開発整備計画調査」を実施し、2020年を目標年次とする同国における船舶航行安全システムの整備計画（以下、「前回 M/P」という）を策定した。同整備計画においては、航路標識、電波標識、VTS（Vessel Traffic Service、船舶通航業務）、GMDSS（Global Maritime Distress and Safety System、海上における遭難及び安全の世界的な制度）などの船舶航行安全システムの整備計画が含まれている。

前回 M/P の作成から既に 10 年以上が経過し、その間に同国の経済成長に伴う船舶航行量の増加など社会経済環境が大きく変化し、また、AIS(Automatic Identification System、船舶自動識別装置) 等の新たな航行安全システムが登場したため、当時の計画と現状に乖離が生じており、今後の船舶航行安全システム整備の検討を進めるには前回 M/P を見直す必要がある。

また、2014 年に発足したジョコ新政権が打ち出した海洋国家構想のもと、全国で 24 の港を新設・拡張する Sea Toll Road についての検討も行われており、これらの検討・取組状況を踏まえつつ、船舶航行安全システムを整備していく必要がある。

かかる状況下、今般、同国から、前回 M/P を改訂して新たな整備計画の策定に係る開発計画調査型技術協力プロジェクト「船舶航行安全システム開発整備計画改訂プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の要請がなされた。

要請を受け、JICA は 2016 年 3 月及び 2017 年 1 月に詳細計画策定調査団を派遣し、2017 年 3 月 DGST との間でプロジェクトの概要について合意し、協議議事録（Record of Discussion : R/D）の内容で合意した。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、既存の船舶航行安全システム開発整備計画及びインドネシア領海内における船舶の航行安全のための各種システムの現状を確認し、インドネシアの現状と最新の技術動向に即した船舶航行安全システムの整備計画へと改訂することで、インドネシア領海内を航行する船舶の航行安全に寄与するもの。

#### (2) 期待される成果

インドネシア領海における船舶の航行安全が改善される。

#### (3) 対象地域

インドネシア全域

#### (4) 関係官庁・機関

主管官庁：運輸省海運総局（Directorate General of Sea Transportation (DGST), Ministry of Transportation）

#### (5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- 1) 「海上交通保安能力向上プロジェクトフェーズ 2」（2015 年 3 月～2018 年 9 月）
- 2) 「海上交通保安能力向上プロジェクト」（2012 年 1 月～2015 年 1 月）
- 3) 「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画」（2008 年度）

- 4) 「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画」(2010年度)
- 5) 「首都圏東部新港開発事業準備調査」(2016年～2017年)

### 3. 業務の目的

本業務は、インドネシア国における既存の船舶航行安全システム開発整備計画をレビューし、インドネシア領海内における船舶の航行安全のための各種システムの現状を確認し、インドネシアの現状と最新の技術動向に即した船舶航行安全システムの整備計画への改訂を支援することを目的として実施するものである。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2017年3月にJICAとインドネシア運輸省海運総局との間で締結したR/D (Record of Discussions)に基づいて実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 実施体制

本業務においては、先方実施機関はインドネシア運輸省海運総局(DGST)である。また、調査の進捗報告、重要事項等を協議する場として、合同調整委員会(JCC: Joint Coordination Committee)を設置し、議長は海運総局事務局長(Secretary for Directorate General)とする。

また、5.(3)の記載の通り、インドネシアの他の海上保安関係機関が協力機関として本業務に関与することもあり得る。

#### (2) 開発計画調査型技術協力案件としての実施

本プロジェクトは、開発計画調査型技術協力事業として採択・実施される。DGSTは2015年から2019年の中期ビジョンの中で施設・設備の新設・改廃の計画を自ら策定しており、一定の計画策定能力は有していると判断できる。本業務を通じて調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行うこと。

#### (3) インドネシア側関係機関とのコミュニケーションの確保

インドネシアにおける海上保安関係機関は、DGST内の航行安全局(NAVIGASI)、警備救難局(KPLP)以外にも、海上保安機構(BAKAMLA)、海上警察、国家搜索救助庁(BASARANAS)など多岐に渡っている。本業務の実施においては、これら関係機関からも本業務への協力を取り付け、情報収集を行うこと。

なお、JCC等の現地での協議への関係機関の参加については、DGSTと都度協議のうえ決定する。

#### (4) 優先プロジェクトの選定

目標年次を2040年とするマスタープランの中から、目標年次を2025年とする短期計画を策定する。同短期計画のうち、最も優先して実施すべきプロジェクトを5件選定し、基本設計及び概算費用見積もりを含むフィージビリティスタディを実施

する。

マスター・プランを策定する過程で、インドネシア側関係機関のみならず、JICA事務所、日本大使館等に対してもヒアリングを行い、日・インドネシア双方にとって有効性の高い優先プロジェクトが選定されるよう留意すること（例：海上交通量が多く、かつ日本の企業等の活動が活発な海域からのプロジェクト選定等）。

また、優先プロジェクトの決定の際には、現地にて JCC を開催し、DGST と文書にて合意すること。

#### （5）優先プロジェクトの環境影響評価

必要に応じて「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）（以下、「JICA 環境ガイドライン」という。）に基づき、環境アセスメント報告書（EIA）案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載のある内容を含めることとする。また、主管官庁と協議の上、JICA 環境ガイドラインに基づき「環境チェックリスト」を作成する。

（参考資料：<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ref/index.html>）

本プロジェクトにて作成する EIA 案は優先プロジェクト実施の際の参考とし、情報公開やステークホルダー協議等は行わない。

環境影響評価調査に必要な現地再委託調査等が必要な場合には、プロポーザルで提案すること。また、当該提案については別見積り扱いとする。

#### （7）最新技術、E-Navigation 等の考慮

各分野の計画を策定する際には、国際海事機関（IMO）や国際航路標識協会（IALA）で検討されている e-Navigation 等の最新技術の動向を調査し、計画に反映すること。

#### （8）広報活動

業務実施にあたっては、プロジェクトの関係者と連携し、開示が適当と考えられる業務の情報を発信すること。以下に例示される広報ツールなどを検討すること。

- ・定期的なプロジェクト・ホームページの更新
- ・地元メディアへの情報提供、等

### 6. 業務の内容

本業務の内容として以下の事項を想定している。また、時系列で記載しており、R/D で合意されている作業工程とは一致していない。以下の事項以外の事項であっても業務の目的達成のために必要な事項があればプロポーザルにて提案すること。また、より効果的、合理的な調査方法等があれば、プロポーザルにて提案すること。

#### （1）事前準備（国内作業）

##### 1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

##### 2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

(2) インセプションレポートの説明・協議、実施体制の構築

1) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

2) R/D で確認されている DGST 関係者の役割・責任分担について確認を行い、プロジェクトの実施体制を構築する。また、5. (3) の記載の通り、関係機関に本プロジェクトの内容を説明し、協力を依頼する。

(3) 海上交通安全に関する現状の把握及び分析

1) 以下の事項を含む海上交通安全に係る現況を調査し、問題点・課題を把握する。

a) 社会経済状況

b) 自然環境

c) 海上交通輸送路

d) 海運、航路、海難事故及び各種リスク

e) 海上輸送貨物・旅客

f) 航海機器及び情報通信技術

g) 港湾及び海上交通関係者

h) 國際動向

2) 既存計画及び各種関連戦略の現況を調査し、進捗及び課題を把握する。

a) DGST における既存関連施設・設備の詳細、実態、計画及び戦略

b) DGST 以外の関係機関における既存関連施設・設備の概要、計画及び戦略

c) 前回 M/P の進捗及び課題

(4) インテリムレポートの作成・説明・協議

海上交通安全に関する現状及び整理された課題、マスターplan改訂の方向性をインテリムレポートとしてとりまとめ、JICA コメントを踏まえて修正を行ったうえで、先方実施機関に対して JCC にて説明し、協議する。

(5) 目標年次を 2040 年とするマスターplanの改訂

1) 目標年次までの社会経済フレームを確認する。

社会経済状況の既存データを収集する。過去の調査報告書等における当該情報との整合性にも留意する。

2) 目標年次までの海上交通に関する需要予測を行う。

インドネシアにおける各種港湾新設・改修計画等で想定されている既存の海上交通量の需要予測及び最新の状況を踏まえ、目標年次までの需要予測を行う。

3) 新たな船舶通航規則の制定、航路の設定等の必要性及び可能性について検討・提言を行う

現状のリスク分析及び将来の海上交通量の予測を踏まえ、特定の港湾や海域（群島シーレーンを含む）に係る特別の船舶通航規則、航路の設定等の必要性及び可能性について検討し提言を行う。IMO 承認の要・不要についても検討する。

4) 航行援助施設の改善・新設計画を策定する

上記 6. (3)、(5) 1)、2) 及び 3) の分析に基づき、航行援助施設の改善、新設計画の策定を支援する。

5) VTS システムの改善・新設計画を策定する。

上記 6. (3)、(5) 1)、2) 及び 3) の分析に基づき、VTS システムの改善、新設計画の策定を支援する。

6) GMDSS 及び IT (E-Navigation) を含む沿岸無線システムの改善・新設計画を策定する

上記 6. (3)、(5) 1)、2) 及び 3) の分析に基づき、GMDSS 制度の見直しの状況や最新の IT 技術を踏まえた、沿岸無線システムの改善、新設計画の策定を支援する。

また、沿岸無線局については、従来の主要業務のひとつであった公衆無線取扱い業務の現状について調査し、通信環境の変化を踏まえた、無線局のありかたについても検討する。

7) 設標船の建造・改良及び配備計画を策定する

上記 6. (3)、(5) 1)、2) 及び 3) の分析に基づき、設標船の建造・改良及び配備計画の策定を支援する。

8) 上記 4) ~ 7) の施設・機材の維持管理及び運営に必要な教育研修計画を策定する。

マスター プランで提案する施設・機材が適切に維持管理及び運営されるための教育・人材育成計画の策定を支援する。

#### (6) 目標年次を 2025 年とする短期計画及び優先プロジェクトの選定

1) 目標年次を 2025 年とする短期計画を策定する。

6. (5) で策定を支援するマスター プランに基づき、2025 年を目標年次とする短期計画の策定を支援する。

2) 短期計画のうち、優先プロジェクトを選定する。

1) で策定された短期計画のうち、優先プロジェクトを選定する地域（海域）を選定し、同対象地域の優先プロジェクトを 5 件選定する。

#### (7) プログレスレポートの作成・説明・協議

インテリムレポート提出以降の活動の結果含むマスター プラン案、短期計画案並びに優先プロジェクト案をプログレスレポートとしてまとめ、JICA コメントを踏まえた修正を行ったうえで JCC にて先方実施機関に説明・協議し、了解を得る。

#### (8) フィージビリティスタディの実施

1) 優先プロジェクトの基本設計及び概算費用の算出を行う。

(6) 2) で選定された優先プロジェクトの基本設計及び概算費用の算出を行う。

2) 優先プロジェクトの経済財務分析を行う

(6) 2) で選定された優先プロジェクトの経済財務分析を行う。

3) 優先プロジェクトの自然環境影響評価を実施する。

(6) 2) で選定された優先プロジェクトの実施に際して必要となる自然環境

影響評価を行う。

(9) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

プロジェクト全体の成果も含めたすべての成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICAコメントを踏まえた修正を行ったうえでJCCにて先方実施機関に説明・協議する。

(10) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対するインドネシア側のコメントへの対応を行い、ファイナルレポート案を作成し、JICAコメントを踏まえた修正を行ったうえで機構に提出する。

(11) 本邦研修の実施

本業務にかかる研修として、5名程度(DGST管理職2名程度、担当者3名程度)に対して7日間程度の本邦(必要に応じて第三国含む)研修(本邦の海上交通政策・計画に関する講義、海上交通施設の見学、本邦企業(造船所や舶用品企業)視察等)を1回計画している。研修内容についてプロポーザルにて提案すること。

本邦(必要に応じて第三国含む)研修については、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に従い積算すること(当該契約には受入れ、研修監理、研修実施のうち、研修実施のみを含むものとする)。

(12) セミナー／ワークショップ等

運輸省関連組織のみならず海上交通・海上保安に関わるインドネシア側の主要なステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、2回程度のセミナー又はワークショップ(プログレスレポート、ドラフト・ファイナルレポートの段階等)を開催する。場所はジャカルタ市内ホテルとし、最大100名規模の参加者を想定しているが、内容や場所及び必要資機材の手配、プレゼンテーションの実施、人選等についてプロポーザルにて提案すること。

## 7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり(R/Dの9、「Reports」記載のスケジュールに修正を加えているので一致しない)。ただし、提出時期についてはあくまでも目途であり、プロジェクトの進捗に合わせて柔軟に対応すること。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：業務開始後1ヶ月以内

部 数：英文15部、インドネシア語15部(簡易製本、ホチキス止め可。以下同じ)、CD-R1部

## 2) インテリムレポート

記載事項：海上交通安全の現状及び課題、マスタープランの方向性及び素案等

提出時期：業務開始 6 ヶ月後を目処

部 数：英文 15 部、インドネシア語 15 部（簡易製本）、CD-R 1 部

## 3) プログレスレポート

記載事項：マスタープラン案及び短期計画案等

提出時期：業務開始 12 ヶ月後を目処

部 数：英文 15 部、インドネシア語 15 部（簡易製本）、CD-R 2 部

## 4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：結果全体

提出時期：業務開始 15 ヶ月後を目処

部 数：英文 15 部、インドネシア語 30 部（簡易製本）

要約編和文 5 部（簡易製本）、CD-1 部

## 5) ファイナルレポート

記載事項：結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するインドネシア側コメント提

出から 2 ヶ月以内

部 数：英文 10 部（製本）、インドネシア語 30 部（製本）

要約編和文 5 部（製本）、CD-R 2 部

## （2）その他の報告書類

### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）

### 2) 変更業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：別途調整

部 数：和文 5 部（簡易製本）

### 3) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

　調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

　現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤その他、今後の類似案件の実施の際に参考となる情報、教訓等

**添付資料**

- ①業務フローチャート
- ②業務人月表
- ③研修員受入れ実績
- ④合同調整委員会議事録等
- ⑤その他調査活動実績

提出時期：業務終了時  
部 数：和文 3 部（簡易製本）、CD-R1 部

### **第3 業務実施上の条件**

#### **1. 業務工程**

次の業務工程を想定しているが、より合理的な工程があればプロポーザルにて提案すること。

業務開始：2019年3月上旬

インテリムレポート説明・協議：2019年8月

プログレスレポート説明・協議：2020年1月

ドラフト・ファイナルレポート説明・協議：2020年4月

ファイナルレポート提出：2020年6月頃

(なお、上記は、R/D の 9. 「Reports」記載のスケジュールとは一致していない)。

なお、2019年4月17日にはインドネシア正副大統領選挙の投票（4月25日から5月22日の間で開票結果の公表）、同年5月上旬から6月上旬まではラマダンおよび断食明け大祭（レバラン）が予定されている。

これを踏まえ、JICAでは、JICA関係者の安全確保の観点から渡航制限措置を実施する。具体的には、2019年4月17日から6月9日までは、JICA関係者の同国への業務渡航を極小化する予定である。

従って、本業務の業務工程を検討する際には、同期間中のインドネシアへの渡航を行わない工程とするよう留意すること。

また、上記渡航措置は状況に応じて隨時見直される可能性があること、更にはインドネシア国内で安全上の懸念がある地域（例：パプア地域等）へのJICA関係者の渡航についてもJICAは一定の制限等をかける場合があること等を踏まえ、コンサルタントは、本業務の渡航計画を策定する際には、事前にJICAと十分に調整することが求められる。

#### **2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）**

##### **(1) 業務量の目安**

合計 約 48M/M

##### **(2) 業務従事者の構成（案）**

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/航行安全政策（2号）
- 2) 航行援助施設/VTS（3号）
- 3) 沿岸無線システム（GMDSS含む）/IT（E-Navigation等）
- 4) 設標船
- 5) 社会経済・財務分析
- 6) 教育訓練/業務調整・研修補助
- 7) 自然・環境条件調査/環境影響評価

なお、前述の通り本業務では、優先プロジェクトを5件選定しフィージビリティスタディを実施する。現時点では優先プロジェクトの内容が確定していないため、当該事業が確定した段階で、優先プロジェクトの内容に合わせて要員の業務量や必要経費の見直しの可能性がある。業務量や必要経費の見直しの際には、契約変更を行う。

### 3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 専門家チーム受け入れに係る各種手続
- (3) カウンターパートが入手可能なデータ  
その他詳細はR/Dを参照のこと。

なお、2018年7月に発生したインドネシア運輸省ビルでの火災の影響で、DGST本部が入っていた運輸省ビルは閉鎖され、立ち入りも制限されている。現時点で閉鎖解除の見込みは立っていないとのことである。よって、DGSTの既存のデータや資料の入手や閲覧に支障が生じる可能性がある点に留意すること。

また、運輸省ビルの閉鎖により、海運総局および関連部局は、現在ジャカルタ市内の民間のビルに仮移転している。従って、カウンターパートからの執務室の提供はない。コンサルタントは、ジャカルタ市内での執務室を確保する必要がある。プロポーザルにて、予定する執務室の場所や広さ、賃貸期間、月額借料等を提案すること。月額借料（光熱水料含む）の上限は50万円とし、必要とする期間を見積もること。

### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

#### 配布資料：

- ① 2016年3月 第一回詳細計画策定調査時収集資料
- ② 2017年1月 Minutes of Meeting
- ③ 2017年3月 Record of Discussion
- ④ 2017年1月 第二回詳細計画策定調査結果概要  
(配布資料を希望する場合は、以下に連絡のこと)

JICA社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信G第二チーム  
(03-5226-8161/8162)

### 5. 機材の調達

特に想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

### 6. 再委託、別見積もり扱いについて

#### (1) 既存の施設・資機材台帳及び現状確認調査：

原則先方保有情報を活用するが、海運総局の本部ビルが閉鎖されており既存のデータや資料の入手に支障が生じる可能性があること、また、調査業務の効率化（多地点を短期間で調査する必要がある等）、JICAの渡航措置等により日本人専門家の渡航が困難な地域における確認の可能性等を踏まえて、現地再委託にてローカルコンサルタントを調達し、現状確認を行うことも可能とする。プ

ロポーナルにて提案すること。委託経費については、別見積もり扱いとする。

- (2) 優先プロジェクトの実施に必要な自然環境影響評価（5.（5）関連）：  
評価に必要な調査等について、必要に応じてローカルコンサルタントを活用することを認める。また、委託経費については、別見積もり扱いとする。

## 7. その他の留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所、在インドネシア日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA インドネシア事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。以上を踏まえ、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

